



新津商工会議所

No.323-1 2013年5月21日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121  
FAX:25-2332

URL:<http://www.niitsu.or.jp>・Email:n-cci@fsinet.or.jp

### 講演会のご案内

日時：6月27日(木) 15:30~17:00  
テーマ：「病気になるない 生き方革命」

~すべての病気の元はストレスだった~

講師：安保 徹 氏

(前・新潟大学大学院医歯学総合研究科免疫学・医動物学 教授)

場所：新森(新津本町4-13-11)

定員：100名(定員になり次第締め切り)

受講料：無料

主催・申込先：新津商工会議所(TEL:22-0121)



### エキスパート・バンクご利用のご案内

エキスパート・バンクとは、経営課題を抱えてお悩みの小規模事業者等の要望に応じて各分野のエキスパート(専門家)を直接事業所に派遣し、技術改善、商品開発、経営管理など専門的・実践的な指導アドバイスにより問題解決を図っていく事業です。

#### 制度の特色

#### 1. 費用は初回無料

1事業所等1テーマにつき、初回の謝金・旅費は無料です。但し2回目以降の継続指導の場合は、謝金・旅費のそれぞれ1/3が事業者負担となります。

#### 2. 県内の小規模事業者等が対象

従業員が製造業・建設業は20人以下、商業・サービス業などは5人以下の事業所、あるいは創業を予定する者が対象となります。

#### 3. エキスパート(専門家)が訪問指導(内容は秘密厳守)

エキスパートと指導日時を調整の上、事業所等へ直接訪問指導します。

#### 4. 経験豊かな専門家を登録

技術士・中小企業診断士をはじめ、一流の専門家を登録しています。

ご相談・お申し込みは新津商工会議所まで(TEL:22-0121)



さまざまな経営上のお悩みを専門家に気軽に相談できる事業です!

### 新津商工会議所婚活事業のお知らせ

新津商工会議所では、平成25年度から会員の子弟と事業所会員の従業員の結婚環境を支援するために会員登録制の婚活事業を新たに実施致します!

(入会資格)

入会資格は、次のすべての条件を満たしている方です。(は、いずれか一つ)

法的にも実生活上においても独身の方で、結婚したいという明確な意思のある方。

20歳以上の方。(年齢の上限は、概ね60歳まで。)

会員事業所の子弟・従業員又は、会員事業所から推薦があった方。

新潟市及び近郷等にお住まいの方で、身元がわかる方。

婚活規約に同意していただける方。

(会員登録料)

会員事業所の子弟・従業員 3,000円

非会員事業所の子弟・従業員 5,000円

会員事業所から推薦があった人 5,000円

詳細は新津商工会議所 桐生・鈴木(TEL:22-0121)まで



### 新津商工会議所主催 共済加入者還元事業 第17回「共済の集い」

~ 世界最大級の大スペクタクル 木下大サーカスショー ~

【開催日】 7月7日(日) 13:00~(約2時間)

【会場】 新潟市産業振興センター前 特設会場

【参加費】 お一人様 1,000円

(大人・子供 1事業所5名まで 子供は満3才~中学生まで)

【参加資格】 原則会員事業所で「さつき共済」「特定退職金共済」「アクサ生命個人保険」「福祉共済」のいずれかに加入されている方に限ります。

【定員】 先着300名 定員になり次第締切

【問い合わせ・申込先】 新津商工会議所(TEL:22-0121)

詳しくは、当所ホームページ(<http://www.niitsu.or.jp/>)をご覧ください。

### 相続税の土地評価が大きく減額されます!(H27.1月施行)

小規模宅地の特例(土地評価の8割減額)が拡充されます!

居住用宅地の面積の上限が拡充!

現行	改正後
上限 240㎡	上限 330㎡



居住用宅地と事業用宅地の両方を上限まで利用可能に!

現行制度では事業用宅地を上限まで利用すると居住用宅地は特例を使えない(限定併用)	現行	改正後	居住用宅地の上限(330㎡)と事業用宅地の上限(400㎡)を合わせて最大730㎡まで利用可能!
	限定併用 居住用 240㎡ 事業用 400㎡ 最大 400㎡	完全併用 居住用 330㎡ 事業用 400㎡ 最大 730㎡	



新津商工会議所

No.323-2 2013年5月21日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121  
FAX:25-2332

### 日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内	1.45% ~ 2.25%
			14年超 ~15年	1.85% ~ 2.65%
教育一般貸付	1学生あたり 300万円	教 育 資 金	15年以内	2.25%

セーフティネット貸付や教育一般資金貸付等、日本政策金融公庫国民生活事業の申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所へ

経営改善貸付	1,500万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	1.65%
--------	---------	------------	---------------	-------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方  
原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方  
最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方  
常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方  
所得税、法人税等の税金を完納されている方  
日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

経営改善貸付の申込みやお問い合わせは、新津商工会議所(TEL:22-0121)



4名の経営指導員が地区別に相談に応じています。  
(北部地区：遠山、東部地区：近藤、南部地区：蠅野、西部地区：桐生)  
経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますのでお気軽に相談下さい。

### 資金繰り円滑化相談会

中小企業者皆様の事業の円滑な資金調達を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)

6月4日(火)・7月2日(火)

日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)

6月11日(火)・7月9日(火)

相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)



### 上期源泉税相談会開催

専従者や従業員に給料を支給している青色事業者のうち、納期特例の適用を受けている方々を対象に、源泉所得税の事務相談会を開催いたします。

日 時：7月8日(月)・7月9日(火)

9:00~12:00 / 13:00~16:00

場 所：新津商工会議所 3F

相談料：無 料

持参するもの：・給与支払明細書

・一人別源泉徴収簿

(平成25年上期分記入してきて下さい)

・源泉所得税納付書

(平成24年分決算書郵送時に同封の印字されたもの)

主 催：新津商工会議所 / 新津中小企業相談所

共 催：新津青色申告会



~ ワンポイント知識 ~

今後予定される年金制度の改正について

(社会保障・税一体改革関連)

改正の主な内容	施行日
[1]年金額の特例水準(2.5%)について、平成25年度から27年度までの3年間で解消する。(平成25年10月 1.0%、平成26年4月 1.0%、平成27年4月 0.5%)	平成25年10月1日
[2]基礎年金国庫負担2分の1を恒久化する年度を平成26年度と定める。	平成26年4月1日
[3]遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。	平成26年4月1日
[4]年金の受給資格期間を現在の25年から10年に短縮する。	平成27年10月1日
[5]共済年金・厚生年金の保険料率(上限18.3%)を統一し、制度の差異を解消する。	平成27年10月1日
[6]年金受給者のうち、低所得高齢者・障害者等に福祉的な給付を行う。	平成27年10月1日
[7]短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。	平成28年10月1日
[8]厚生年金、健康保険等について産休期間中の保険料免除を行う。	政令で定める日
[9]追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について27%引き下げる。	政令で定める日
[10]厚生年金に公務員及び私学教職員も加入し、2階部分は厚生年金に統一する。	
[11]共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。	